

# 博物館の登録及び 博物館に相当する施設の指定 に関する説明会

令和6年11月7日（木） 10:00 ~ 12:00

新潟県観光文化スポーツ部文化課 文化政策係

新潟市文化スポーツ部歴史文化課 企画・文化財担当



# 目次

## 第1 博物館法改正の概要

- 1 博物館法改正の趣旨
- 2 法律の目的及び博物館の事業の見直し
- 3 博物館登録制度の見直し
- 4 登録博物館と指定施設
- 5 登録・指定のメリット
- 6 経過措置

## 第2 法改正後の登録・指定手続きについて

- 1 申請手続きの流れ
- 2 提出書類
- 3 定期報告
- 4 その他の手続き

## 第3 今後の予定

- 1 今後のスケジュール
- 2 申請・問合せ先

# 第1 博物館法改正（令和5年4月1日施行）の概要

## 1 博物館法改正の趣旨

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、求められる役割を果たしていくための規定を整備

## 2 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的に、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める。法第1条
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする。法第3条

### 3 博物館登録制度の見直し

#### ○登録要件の見直し

- ・博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できる。  
法第13条第1項第1号
- ・登録の審査に当たっては、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査する。  
法第13条第1項第3号～第5号

#### ○登録審査の手続きの見直し

- ・登録を行う場合には、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。  
法第13条第3項

#### ○定期報告の義務付け

- ・登録博物館の設置者は、博物館の運営状況について、定期的に都道府県教育委員会に対して報告しなければならない。  
法第16条

### 3 博物館登録制度の見直し（続き）

#### ○博物館に対する指導等

- ・ 博物館の適正な運営を確保するため必要があるときは、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

法第17条

- ・ 博物館が第13条第1項各号登録審査基準のいずれかに該当しなくなったときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

法第18条

#### ○登録の取消し

- ・ 博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。法第19条

- ① 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- ② 申請時の事項に変更があった場合に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ③ 定期報告を行わなかったとき。
- ④ 第17条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- ⑤ 第18条に基づく勧告による措置命令に違反したとき。

## 4 登録博物館と指定施設（旧博物館相当施設）

	登録博物館	指定施設（博物館相当施設）
設置主体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人であること</li><li>・ 民間法人は経済的基礎・社会的信望を有すること</li><li>・ 登録の取消しの日から2年以上経過していること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置主体の制限なし</li><li>・ 登録、指定の取消しの日から2年以上経過していること</li></ul>
博物館の体制等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 博物館の体制、職員、施設・設備に関する基準に適合すること</li></ul> 【例】館長及び学芸員必置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の体制、職員、施設・設備に関する基準に適合すること</li></ul> 【例】館長及び学芸員に相当する職員必置
開館日数	1年を通じて150日以上開館	1年を通じて100日以上開館

## 登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例

### 美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償**する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。(補償上限額 950億円)。



ゴッホ展

【補償対象の展覧会の例】  
ゴッホ展—響きあう魂 ヘレーネ  
とフィンセント  
(令和3年9月18日～令和3年  
12月12日)  
出典：東京都美術館HP

### 登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる**。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】  
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶  
(金森宗七制作)  
公開館：東京国立近代美術館  
(国立工芸館)  
出典：文化庁HP

### 特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託**していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した**寄託相続人は、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。

### 希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合(生きていない個体に係るものを除く)、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能**。

### 著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(絶版等資料)による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

# 博物館に係る地方税の優遇措置の状況

優遇措置のある税目	登録					指定施設
	公立	私立				
		公益法人	宗教法人	一般社団・財団法人	民間の会社など※	
法人住民税の非課税	—	○				
固定資産税の非課税	—	○	○			
都市計画税の非課税	—	○	○			
不動産取得税の非課税	—	○	○			
事業所税の非課税	—	○	○	○	◎	

○は優遇措置が継続される法人。◎は今回拡充部分。—はそもそも公立なので非課税。

※は学校法人等の場合は、別に、保有する固定資産等に対して非課税措置。



## 6 経過措置

### ○登録博物館

- ・改正前の博物館法第10条の登録を受けた館については、施行日（令和5年4月1日）から5年を経過する日までの間（令和10年3月31日）までは、経過措置として、改正後の博物館法第11条の登録を受けたものとみなされる。

（法附則第2条第4項）

改正前の博物館法で登録を受けていた館 ⇒ 改正後の博物館法での「みなし登録館」



「みなし登録館」とされる期間(経過措置)は、令和10年3月31日で終了



博物館法上の登録博物館としての運営を継続する場合、令和10年3月31日までに、登録の申請をし、**審査を受ける必要がある**

## 6 経過措置（続き）

### ○博物館に相当する施設

- ・ 改正前の博物館法第29条の指定を受けた施設については、改正後の博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなされる（＝「みなし指定施設」）（法附則第2条6項）
- ・ 「みなし指定施設」は令和10年3月31日までに、改正後の博物館法施行規則の第24条第1項の要件を備えている旨の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。  
（施行規則附則第2条4項）

改正前の博物館法で相当する施設として指定を受けていた館  
⇒ 改正後の博物館法での「みなし指定施設」



令和10年3月31日までに、指定施設としての要件を備えている旨の**確認を受けるよう努めなければならない**

## 第2 法改正後の登録・指定手続きについて

### 1 申請手続きの流れ

博物館（指定施設）の設置者は、申請書及び添付書類を新潟県文化課に提出  
（新潟市内の施設（県立施設を除く。）は、新潟市歴史文化課に提出）



#### 審査

- ・書類による審査
- ・学識経験者からの意見聴取（登録のみ）
- ・実地（現地）調査（登録のみ）



#### 登録・指定の基準に該当すると認めるとき

- ・博物館登録原簿に記載（登録のみ）
- ・申請者への通知
- ・公表（県ホームページ）

## 2 提出書類 (別表のとおり)

### 1) 申請書

ホームページからダウンロード

(新潟市内⇒新潟市HP、それ以外⇒新潟県HP)

### 2) 館則の写し

※指定の申請の場合は、「当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの」

### 3) その他の添付書類

(1) 博物館の設置者に係る書類

(2) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類

(3) 学芸員その他の職員の配置に係る書類

(4) 施設及び設備に係る書類

(5) 開館日数に係る書類

## 別表

	提出書類	登録	指定
1)	申請書	○	○
2)	館則の写し	○	○
3)	(1) 博物館の設置者に係る書類	○	○※
	(2) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類	○	○※
	(3) 学芸員その他の職員の配置に係る書類	○	○※
	(4) 施設及び設備に係る書類	○	○
	(5) 開館日数に係る書類	○	○

※提出書類に記載のうち、指定施設にあつては、「博物館」を「施設」と、「博物館資料」を「資料」と、「学芸員」を「学芸員に相当する職員」と読み替える

詳細（以下(1)～(5)については、登録博物館に係る書類を示す）

## (1) 博物館の設置者に係る書類

ア 設置者が「地方公共団体」又は「地方独立行政法人」の場合

(ア) 地方公共団体 ⇒設置条例

(イ) 地方独立行政法人 ⇒法人の登記事項証明書

イ 設置者がア以外の法人の場合

(ア) 法人登記事項証明書（発行から概ね6か月以内のもの）

(イ) 博物館の運営を安定的かつ永続的に実施するための経済的基礎を有していることを証明する収支計画書等

(ウ) 会社更生法による更生手続き又は民事再生法による再生手続きを受けていないことを宣誓する書類

(I) 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

(オ) 法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員に該当せず、及び暴力団及び暴力団員との関係がないこと等を宣誓する書類

ウ 博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないことを示す書類

※(ウ) (I) (オ) 及びウの参考様式は、ホームページに掲載予定

## (2) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類及びその公表方法を示す書類

⇒刊行物やHPの写しなど方針の内容・公表方法・公表状況が確認できる資料 等

イ 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類

⇒関係諸規程、資料収集方針、資料の点検計画又は実績が確認できる資料 等

ウ 所蔵する博物館資料の目録

⇒資料目録明細一覧表 等

## (2) 博物館資料の収集，保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類（続き）

工 展示、調査研究、学習機会の提供及び教育活動に関する申請年度の事業計画又は前年度の実績を示す書類

⇒事業計画、事業実施報告書、刊行物 等

才 申請年度の収支計画又は実績を示す書類

⇒収支計画書 等



### (3) 学芸員その他の職員の配置に係る書類

ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

⇒履歴書、業務分担表 等

イ 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

⇒学芸員資格認定合格証書の写し 等

ウ その他の職員の名簿及び職務分担内容を示す書類

エ 組織図等、業務分掌及び職員名簿

⇒組織図、業務分担表、職員名簿 等

オ 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類

⇒研修計画又は実績を示す書類、刊行物 等

## (4) 施設及び設備に係る書類

ア 博物館の建物及び土地の図面及び設備を示す書類

⇒施設図面 等

イ 博物館の建物及び土地の保有形態を証する書類  
(自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか)

⇒登記事項証明書、賃貸借契約書

ウ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

⇒消防設備点検報告書及び防犯カメラ設置図 等

## (4) 施設及び設備を確認する書類（続き）

エ 利用者の安全及び利便性の確保のための配慮の観点から対応している事項を示す書類

オ 多様な利用者に対する安全及び円滑に利用するための配慮の観点から対応している事項を示す書類

⇒案内図、施設パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画 等

カ 施設の概要及びパンフレット等

⇒施設パンフレット、HPの写し 等

## (5) 開館日数に係る書類

1年を通じて150日以上開館することがわかる書類

⇒館則、事業報告、事業計画等

### 3 定期報告（登録博物館のみ）

- 法第16条に係る定期報告は、毎年6月末日までに、定期報告書（様式）により報告しなければならない。
- ただし、館において定期報告書（様式）に記載すべき事項が網羅されている資料が作成されている場合、その提出をもって定期報告とすることができる。

### 4 その他の手続き

- 変更・廃止などについては県・市の教育委員会規則に基づき届け出る
  - ⇒ 届け出が必要な変更事項
    - ・ 博物館の設置者の名称及び住所
    - ・ 博物館の名称及び所在地

## 第3 今後の予定

### 1 今後のスケジュール

現在、登録を受けているとみなされる施設（みなし登録館）

- 各施設に対し、本説明会后すみやかに、再登録の意向・予定時期などを調査します。
  - ➡新制度での登録申請の受付（R6年12月～）

現在、博物館に相当する施設として指定されたとみなされる施設（みなし指定施設）

- 各施設に対し、本説明会后すみやかに、指定施設としての要件の確認または登録の意向・予定時期などを調査します。
  - ➡新制度での指定施設としての要件の確認または登録申請の受付（R6年12月～）

※審査が多く重ならないよう、申請時期を調整させていただく場合があります

# 1 今後のスケジュール（続き）

新規で登録、指定の申請を希望する施設

➡申請前に、県市の担当課にご相談ください。

- ・ 県内に所在する施設（新潟市内以外）
  - 新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係
- ・ 新潟市内に所在する施設
  - 新潟市文化スポーツ部歴史文化課 企画・文化財担当

## 2 申請・問合わせ先

### ◆新潟市以外の県内に所在する施設及び県立施設

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5138

E-mail [ngt150030@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt150030@pref.niigata.lg.jp)

HP <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/hakubutukantourokusitei.html>

### ◆新潟市内に所在する施設（県立施設を除く）

新潟市文化スポーツ部歴史文化課 企画・文化財担当

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル5階）

電話 025-226-2575

E-mail [rekishi@city.niigata.lg.jp](mailto:rekishi@city.niigata.lg.jp)

HP <https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunkashisetsu/kanren/hakubutsukan.html>

## <関連法令等>

- 博物館法昭和26年法律第285号
- 博物館法施行令昭和27年政令第47号
- 博物館法施行規則昭和30年文部省令第24号
- 博物館登録等の手続に関する規則昭和27年3月18日教育委員会規則第2号
- 博物館の登録などに関する規則平成27年新潟市教育委員会規則第5号

## <参考>

文化庁ホームページ <https://museum.bunka.go.jp/>

御清聴ありがとうございました。

